

公益財団法人 秋田県総合保健事業団 行動計画

職員の健康及び、仕事と子育て（家庭）の両立支援を充実させるため、職員全員が協力し、自らの能力を十分に発揮させ、効率的な業務が遂行できるようにし、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～ 令和11年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：男性職員の育児休業取得率80%を目指す。（令和5年4月～令和8年3月実績66%）

<実施内容>

配偶者の出産予定日が判明した時点で産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等の制度の周知や情報提供を行い、必要に応じて対面での説明を行う。また、管理職からも対象職員に対し取得の呼びかけを行う。

<実施時期>

都度実施

目標2：年次有給休暇の取得率70%を目指す。（令和7年度実績61%）

<実施内容・実施時期>

令和8年 4月～ 年次有給休暇の取得状況の集計及び調査を行い、その結果から取得率が60%に達していない部署に対し、業務の繁忙期を除く期間に積極的に年次有給休暇を取得するよう呼びかけを行う。

令和9年 1月～ 前年の年次有給休暇の取得率が60%に達していない部署の聞き取りを行い、改善策を検討する。

目標3：女性管理職の割合30%以上を維持する。（令和7年度実績36.4%）

<実施内容>

女性管理職候補に対する研修の実施。

<実施時期>

都度実施

目標4：月の時間外労働が20時間を超える職員を1割削減する。

<実施内容・実施時期>

令和8年 4月～ 令和7年度の時間外労働の集計及び調査を行う。

令和8年 6月～ 月の時間外労働が20時間を超える前にタイムレコーダーからアラート表示を出すように設定し、職員に対して20時間超えをしないよう。意識づけを行う。

令和9年 4月～ 令和8年度の時間外労働の集計及び調査を行う。

前年度に続き、月の時間外労働が20時間を超えた職員の、その月の業務内容を所属長に分析させ、改善計画を提出させる。